

令和2年5月21日

障害福祉サービス事業所 様
地域生活支援事業 登録事業者 様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

緊急事態宣言が解除された場合に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応等の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年4月7日に政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言が出され、大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域とされており、今後、大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域から解除された場合による新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な対応等の取扱いについて、本市における取扱いは下記のとおりとなります。ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本取扱い等は、現時点での国、大阪府等の状況を踏まえ実施するものです。

記

1 「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について」 (令和2年4月8日付け東大阪福障認第125号) の取扱いについて

大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域から解除された場合に伴う臨時的な対応等の取扱いについて、移行期間を考慮して適用期間を以下のとおりといたします。

- 1 生活介護等(生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、地域活動支援センター、日中一時支援)の臨時的な取扱いについて
(適用期間)
令和2年4月8日から当面の間
- 2 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護)における臨時的な取扱いについて
(適用期間)
令和2年4月8日から当面の間
- 3 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援の臨時的な取扱いについて
(適用期間)
令和2年3月23日より当面の間

4 移動支援事業の臨時的な取扱いについて

(適用期間)

令和2年3月23日から当面の間

2 「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について(第2報)」(令和2年4月20日付け東大阪福障認第277号)の取扱いについて

大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域から解除された場合に伴う臨時的な対応等の取扱いについて、移行期間を考慮して適用期間を以下のとおりといたします。

1 グループホーム、障害者支援施設の臨時的な取扱いについて

(適用期間)

令和2年4月9日から当面の間

3 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者への相談支援の実施等について(第2報)」(令和2年5月8日付け東大阪福障認第468号)の取扱いについて

大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域から解除された場合に伴う臨時的な対応等の取扱いについて、移行期間を考慮して適用期間を以下のとおりといたします。

1 計画相談支援事業(計画相談支援)について

(4) (適用期間)

令和2年2月25日から当面の間

4 その他

- ・各取扱いの適用期間の終期については、国、大阪府等の状況を踏まえ、連絡させていただきます。
- ・本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、他市の担当部署へご確認ください。
- ・本取扱いは、あくまで新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いですのでご注意ください。

(参考)

- ・緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について(令和2年4月8日付け東大阪福障認第125号)
- ・緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について(第2報)(令和2年4月20日付け東大阪福障認第277号)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者への相談支援の実施等について(第2報)(令和2年5月8日付け東大阪福障認第468号)

(問い合わせ先)

〒577-0809

東大阪市荒本北一丁目1番1号

障害福祉認定給付課

電話：06-4309-3184(直通)

FAX：06-4309-3813